



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 26 日(火)
号外第 98 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(54) (議会事務局議事・法務政策課) 3

==== 公布された条例のあらまし =====

◇鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県議会議員の議員報酬を知事等の給与の改正に準じて改める。

2 条例の概要

(1) 議員報酬の改正

議員報酬の額を次のとおり引き上げる。

	改正後	改正前
① 議長	月額958,000円	月額951,000円
② 副議長	月額836,000円	月額830,000円
③ 議員（①及び②を除く。）	月額779,000円	月額774,000円

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>958,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>836,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>779,000円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>951,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>830,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>774,000円</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。